

スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業
(スポーツ文化ツーリズム創造・発信事業)
委託要項

令和2年3月12日
スポーツ庁次長決定

1. 趣旨

スポーツ庁、文化庁、観光庁（以下「3庁」という。）は、政策連携による相乗効果によって、新たに生まれる地域ブランドや日本ブランドを確立・発信し、訪日観光客の増加や、国内観光活性化を図るため、平成28年3月に包括的連携協定を締結した。

本事業では、地域のスポーツイベントと文化芸術資源を結び付け、世界に誇れる新たな観光資源を生み出す「スポーツ文化ツーリズム」の定着を図るべく、その意義を広く発信するため、「第5回スポーツ文化ツーリズムシンポジウム（仮称、以下「シンポジウム」という。）」を開催するとともに、取組事例の現地調査や多言語化での国内外への発信を行う。

なお、シンポジウムの開催地は3で規定する公募により決定し、2に規定する事業は4で規定する委託事業者が行うこととする。

2. 委託事業の内容

下記の項目に該当する事業を一括して委託する。

- (1) 「スポーツ文化ツーリズム」をテーマとしたシンポジウムの開催
- (2) 取組事例の現地調査及び取りまとめ
- (3) 取組事例を多言語化してWEBサイト等で国内外に発信

3. シンポジウムの開催地等

(1) 開催地

公募により決定した地方公共団体とする。

なお、地方公共団体が関係団体と共同で応募することも可能とする。

(2) 開催時期

令和2年11月頃とする。

詳細は3庁と協議のうえ、決定する。

(3) 応募手続

ア 地方公共団体が開催地に応募するときは、別途定める開催地公募要領に基づき、企画提案書に必要書類を添付し、スポーツ庁に提出すること。

イ スポーツ庁は、選定の結果、本事業の趣旨を踏まえて適切な企画提案であると認めた場合、開催予定地方公共団体として選定する。

ウ 応募書類等に事実と異なることがあると判明した場合は、選定後であっても取り消すことがある。

(4) その他

ア スポーツ庁は、本事業を実施するに当たって、開催地の提案内容を変更する必要があると認められるときには、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

イ スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、効果的な運営が図られるよう開催地に協力する。

ウ この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定

める。

4. 事業の委託先等

(1) 事業の委託先

法人格を有する団体とする。

(2) 事業の委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から令和3年3月12日（金）までとする。

(3) 委託手続

ア 委託対象者が業務の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）等をスポーツ庁に提出すること。

イ スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書（別添1）等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(4) 事業の委託経費

ア スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費（10%を上限とする。）、再委託費）を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。

イ 委託先が本事業により得た収益は、本事業に要する経費に充当すること。

ウ スポーツ庁は、委託先が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

(5) 事業の再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

(6) 事業完了（廃止等）の報告

委託先は、本事業が完了したとき（中止・廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

(7) 委託費の額の確定

ア スポーツ庁は、上記（6）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。

イ 上記アの確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

(8) 著作権等

本事業の実施に伴い、委託先（団体の職員を含む。）が創作行為を行ったことにより、委託先が有することとなった著作権（著作者の権利（人格権及び財産権）並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、スポーツ庁に帰属する（委託先がスポーツ庁に譲渡する。）ものとする。また人格権については、行使しないものとする。

なお、本事業の実施に伴い委託先の者が著作権を有し得る場合においては、スポーツ庁と委託先が別途協議して定めるものとする。

(9) その他

ア スポーツ庁は、委託先における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

イ スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

ウ スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

エ 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

オ 委託先は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。

カ この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。